



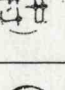
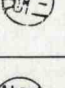
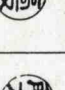



那霸他 (R6) 水質検査役務

件名		那霸他 (R6) 水質検査役務							図面番号
図名		表紙							作成年月日
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水隊長	管財隊長	管財係	工事企画係長	工事企画係	R6.2.27	
								作成者	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科								

仕 様 書

- 1 件 名 那覇他(R6)水質検査役務
- 2 場 所
- (1) 沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇駐屯地
 - (2) 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛2608 陸上自衛隊八重瀬分屯地
 - (3) 沖縄県うるま市勝連字内間仲屋原2830 陸上自衛隊勝連分屯地
 - (4) 沖縄県沖縄市字白川1119 陸上自衛隊白川分屯地
 - (5) 沖縄県島尻郡八重町字安里659 陸上自衛隊南与座分屯地

3 概 要

- (1) 那覇駐屯地水質検査
 - ア 9項目検査 7回/年 (4.5・7.8・10・1・2月)
 - イ 23項目検査 3回/年 (6・12・3月)
 - ウ 25項目検査 1回/年 (9月)
 - (2) 八重瀬分屯地水質検査
 - ア 9項目検査 8回/年 (4.5・7.8・10・11・1・2月)
 - イ 24項目検査 2回/年 (12・3月)
 - ウ 26項目検査 1回/年 (9月)
 - エ 27項目検査 1回/年 (6月)
 - (3) 勝連分屯地水質検査
 - ア 28項目検査 1回/年 (6月)
 - イ 11項目検査 1回/年 (12月)
 - (4) 白川分屯地水質検査
 - ア 28項目検査 1回/年 (6月)
 - イ 11項目検査 1回/年 (12月)
 - (5) 南与座分屯地水質検査
 - ア 28項目検査 1回/年 (6月)
 - イ 11項目検査 1回/年 (12月)
- 4 検査項目
本役務で実施する水質検査内容については、別表「水質検査項目表」とおりとする。
- 5 一般事項
- (1) 本役務は水道法第4条及び沖縄県保険医療部生活衛生課の制定する専用水道の手引き(平成28年1月改訂)に基づき検査するものとする。
 - (2) 本役務の請負業者は水質検査実施機関(第20条第3項)に登録されているものとする。
 - (3) 本役務の検査結果は、毎月末日までに水質結果報告書(A4版)を作成し、監督官へ2部提出するものとする。

水質検査項目表

別表

項目	検査基準	那覇駐屯地		
		9項目検査 7回/年 4.5・7.8 10.1・2月	23項目検査 3回/年 6・12・3月	25項目検査 1回/年 9月
1 一般細菌	1Lの水で形成される集落数が100以下	○	○	○
2 大腸菌	検出されないこと	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	○	○	○
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	○	○	○
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	○	○	○
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	○	○	○
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	○	○	○
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	○	○	○
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○	○
10 アリウム化合物イオン及び塩化アリウム	アリウムの量に関して、0.01mg/L以下	○	○	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	○	○	○
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	○	○	○
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○	○
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○	○
16 トランス1,2-ジクロロエチレン及び シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○	○
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○	○
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○	○
21 塩素酸	0.02mg/L以下	○	○	○
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○	○
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○	○
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	○
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○	○
26 臭素酸	0.01mg/L以下	○	○	○
27 検トリアノキサタン	0.1mg/L以下	○	○	○
28 トリアクロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	○
29 フロモジクロメタン	0.03mg/L以下	○	○	○
30 フロモホルム	0.09mg/L以下	○	○	○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○	○
32 亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	○	○	○
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	○	○	○
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	○	○	○
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	○	○	○
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	○	○	○
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	○	○	○
38 塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	○	○
40 蒸発残留物	500mg/L以下	○	○	○
41 陰イオン界面活性剤	0.00001mg/L以下	○	○	○
42 ジェネシミン	0.00001mg/L以下	○	○	○
43 2-メチルイソボルネオール	0.2mg/L以下	○	○	○
44 フェイオン界面活性剤	フェイオンの量に換算して、0.02mg/L以下	○	○	○
45 フェノール類	0.005mg/L以下	○	○	○
46 有機物(TOC)	3mg/L以下	○	○	○
47 pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○
48 味	異常でないこと	○	○	○
49 臭気	異常でないこと	○	○	○
50 色度	5度以下	○	○	○
51 濁度	2度以下	○	○	○

件名	那覇他(R6)水質検査役務	図面番号	2/3
図名	仕様書	作成年月日	R6.2.27
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

水質検査項目表

項目	検査基準	八重瀬分屯地						勝連分屯地		白川分屯地		南与座分屯地	
		9月目検査 8回/年 4・5・7・8 10・11・1・2月	24月目検査 2回/年 12・3月	26月目検査 1回/年 9月	27月目検査 1回/年 6月	28月目検査 1回/年 6月	11月目検査 1回/年 12月	28月目検査 1回/年 6月	11月目検査 1回/年 12月	28月目検査 1回/年 6月	11月目検査 1回/年 12月		
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2 大腸菌	検出されないうこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に閉して、0.003mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4 水銀及びその化合物	水銀の量に閉して0.0005mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5 セレン及びその化合物	セレンの量に閉して、0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6 鉛及びその化合物	鉛の量に閉して、0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に閉して、0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に閉して、0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10 シアン化物イオン及び塩化シアニ	シアンの量に閉して、0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に閉して、0.5mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に閉して、1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
16 ソル-1,2-ジクロロエチレン及び	0.04mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
17 ソル-1,1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
21 塩素酸	0.01mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
25 ジブromoクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26 臭素酸	0.1mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
29 フロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30 フロモホルム	0.09mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に閉して、1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に閉して、0.2mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
34 鉄及びその化合物	鉄の量に閉して、0.3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35 銅及びその化合物	銅の量に閉して、1.0mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に閉して、200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
37 センガンフ及びその化合物	センガンの量に閉して、0.05mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
38 塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40 養分残留物	500mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
41 陰イオン界面活性剤	0.00001mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
42 シエオキシミン	0.00001mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
43 2-メチルイソボルネオール	0.2mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
44 非イオン界面活性剤	フェノールの量に換算して、0.02mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
45 フェノール類	0.005mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
46 有機物 (TOC)	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
47 pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48 臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49 臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50 色度	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51 濁度	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

別表